

総務常任委員会会議録

令和8年6月19日

寒 川 町 議 会

出席委員 佐藤委員長、小泉副委員長

山田委員、橋本委員、太田委員、茂内委員、廣田委員、横手委員、関口委員
岸本議長

説明者 原田町民部長、瀬戸町民窓口課長、仲手川副主幹、執行主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第42号 寒川町印鑑条例の一部改正について

午後1時15分 開会

【佐藤委員長】 皆さん、こんにちは。本会議の休憩中ではございますけれども、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件は、次第のとおり、付託議案1件でございます。

議案の内容につきましては、本会議場で提案説明ございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩をいたします。

【佐藤委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第42号 寒川町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

原田町民部長。

【原田町民部長】 こんにちは。貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、議案第42号 寒川町印鑑条例の一部改正についてでございます。

今回の改正につきましては、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が令和8年6月14日に改正されたことに伴いまして、特定在留カードなどにつきましても、印鑑登録証明書のコンビニ交付を行うことができるように措置を講じるための改正でございます。

説明につきましては瀬戸町民窓口課長より行い、質疑につきましては、担当職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 瀬戸町民窓口課長。

【瀬戸町民窓口課長】 それでは、議案第42号 寒川町印鑑条例の一部改正について説明させていただきます。

本議案につきましては、適法に在留する外国人の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が、令和8年6月14日に施行されました。具体的には、在留カード及び特別永住者証明書と個人番号カードを一体化した特定在留カードと特定特別永住者証明書の運用が開始されたことから、印鑑登録証明書のコンビニ交付を行うことができるよう、所要の措置

を講ずるための改正でございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、タブレット資料01の4分の3ページ、寒川町印鑑条例新旧対照表をご覧ください。第13条第2項につきまして、個人番号カードに続いて、特定在留カードと特定特別永住者証明書を新たに追加いたします。

なお、附則でございますが、法施行日より5日経過後の交付となりますが、現在、在留カードの新規申請から交付までおおむね17日、特定在留カードへの切替えには約10日を要するため、法施行日から一体化したカードを用いてコンビニ交付を利用できる状況にはならないことから、施行日は交付の日からとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】 今回の条例改正なんですけれども、目的は今、説明がありました。それで今回、どのような外国人の方が対象なのかということと、今後、導入される特定在留カードの申請についてどのようにするのか。そしてまた、申請について義務なのか任意なのかについて伺います。それと特定在留カードなんですけれども、券面というのかな、どういうふうな情報が記載されているのかについてお聞きします。

【佐藤委員長】 執行主査。

【執行主査】 今、ご質問を3問いただいたかと思います。外国人の対応というところで、まず、いただいているんですが、今現在、法が施行されて数日たっているんですが、まだやっぱり皆さん、今までの在留カードをお持ちの方が大多数です。要は、新しく在留カードを新規で作成するときに、マイナンバーと一体化したものか、通常のものを選ぶかという選択をされる形になるので、今の在留期限が終わるタイミングで、順次変えられていく形になりますので、申請はあくまで任意となっております。

寒川町には、今、外国人登録をされている方が合計で1,415名いらっしゃいまして、その中で印鑑登録を既に登録されている方は344名、また、別にマイナンバーカードを所有されている方が703名、約50%ほどいらっしゃいますので、その方々が在留のビザの更新とともに、順次、変わっていく予測をしております。

失礼いたしました。券面についてお話しさせてください。今は在留カードに関しては、券面のところにご住所であったりとか、在留の期限とかそういったものが載っている形になるんですが、券面に関しては、今、載っているものに対して特段変わりはありません。なんですけれども、在留カードのほうがマイナンバーカードよりも記載の内容が詳しくもちろん載っているものなので、一体化されることによって、マイナンバーカードには載っていない在留期限であったりとか、どんな在留資格を持っていたりするのかとか、そういったものの記載が増える形にはなります。

あと、申請に関しては、あくまで義務ではないので、在留カードを切り替えるタイミングでどちらかを選んでいただく。なお、マイナンバーカードのほうが金額としては、ちょっと高めに設定されているので、知り合いの外国人の方とかにお伺いしたところ、今はちょっと別々にしようかなと言っていた方もいらっしゃるような状態です。

以上です。

【佐藤委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。在留カードの対象者として、町内にも1,415人いらっしゃるということと分かりました。これに関して、中長期在留者という形になると思うんですけども、在留カードは常時携帯が義務づけられています。券面には住所とか様々、今の在留カードにプラス、マイナンバーのことも含まれているということなんですけれども、これに関して、もしカードを紛失した場合、まず、在留カードの再発行の日数、あと、もしマイナンバーと一体化した場合の再発行の日数というのは、どの程度になるのか、お聞きします。

券面に関しては分かりました。取りあえず、以上です。

【佐藤委員長】 じゃ、回答してください。執行主査。

【執行主査】 在留カードの再発行に関しては、出入国管理局のほうが設定して再発行している形になるので、寒川町が、市町村のほうでは、期間に関しては、詳しい日数に関しては把握しておりません。以上です。

【佐藤委員長】 執行主査。

【執行主査】 何度もすみません、失礼いたしました。マイナンバーカードの再交付に関しては、もともとマイナンバーカードを紛失された場合、特急発行というものが使えるので、おおよそ1週間程度で再発行しているんですが、この特定在留カードに関しても同じルートを使う形になっているので、今、予定されているのは、7日から10日ほどという形でいただいております。なんですが、特に資料として何日になりますとか、そういったものの資料としては発布されていないので、そのぐらにかかるだろうという把握しか市町村のほうではまだできてない現状です。

以上です。

【佐藤委員長】 山田委員。

【山田委員】 在留カードの再発行に関しては、入管庁のほうでということで、こちらも事前にちょっと調べてみたんですけども、現状の在留カードに関しては、即日交付ができるということで調べたんですけど、それで、マイナンバーの再発行に関しては1週間から10日ということで分かりました。

再発行については分かったんですけども、カードに関しては、どっちにしろ常時携帯するということになると思うんですが、もしカードを紛失した場合、それをまた第三者が拾った場合となると、個人情報というものがどうしても漏れてしまうというところがあると思うのと、それから、常時携帯に関して、もしなくした場合、手元にないとなった場合、常時携帯の義務に対して反する状況になるかなと思うんですけども、それについての対応というのはどのようなになるのか、お聞きします。

【佐藤委員長】 瀬戸町民窓口課長。

【瀬戸町民窓口課長】 紛失した場合というのがまだ想定ができておりませんので、国からも、どうするという指示のほうもいただいていない状態です。紛失した場合は、まず、マイナンバーカードですと警察に行って遺失物届を出していただきますので、同様の対応を取っていただくことになります。

あとは、出入国管理局のほうに連絡していただいて、そちらと調整を図っていただくことになるかと思われま。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。
暫時休憩をいたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日、総務常任委員会に付託された議案は質疑まで終了をいたしました。この後、討論、採決の予定でございますけれども、討論のための休憩についてはいかがいたしましょうか。要らないですか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、引き続き、進めさせていただきたいと思います。

これより討論に入ります。議案第42号 寒川町印鑑条例の一部改正について討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 それでは、議案第42号 寒川町印鑑条例の一部改正について反対の立場で討論します。

今回、在留カードとマイナンバーカードを一体とすることを可能として、我が国に在留する外国人にとって利便性の向上として、コンビニ交付における印鑑登録証明書の利用ができ、行政運営の効率化を図ることを目的としています。中長期在留者は、在留カードを常時携帯義務が課せられているため、万が一、そのカードを紛失した場合、個人情報の漏えいにつながる危険性が格段に高くなります。不当な在留資格の取消しが行われる恐れや、外国人の個人情報が危険にさらされる懸念があることから反対いたします。

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 他に討論ございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午後1時29分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 8年 8月 25日

委員長 佐藤 一夫